

腰痛予防対策指針の改訂に関する各委員からの意見と対応

資料 3

No.	項目		意見	対応
1	全体	指針の範囲	訪問介護は施設介護とは環境が異なるが、腰痛予防対策の基本的な考え方やアプローチは同じなので、訪問介護を含めて記述してはどうか。 職場巡視を実施しての作業管理や作業環境管理が困難な側面がある訪問介護労働こそ、リスクアセスメントとマネジメントの考え方を生かした対策をうつことが重要。 イギリス、デンマーク、アメリカでは、ホームヘルパーの腰痛問題に対し、理学療法士や作業療法士が中心となってサービス利用者宅のリスクアセスメントを行い、抽出された問題点に対して積極的な対策がとられている。わが国で諸外国と全く同じ方法で取り組むことは難しいかもしれないが、ある居宅介護支援事業所では、負担の比較的大きいケースと小さいケースはある程度認識されており、一人のホームヘルパーに負担の大きいケースを集中させないようにマネジメントすることで腰痛予防につながるという認識をしている。	訪問介護を含めて記述した。 リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムを含めて記述した。
2			全体の部分で表記が「望ましい」、「配慮する」、「考慮する」が多く、何をするのか、もしくははしなくても良いと理解しないか。「すること」等の表現が必要なところは変更するなどしてはどうか。特に休憩休止などのところ。	原則「すること」とし、実施の必要性が低いものを「望ましい」等とした。
3	総論		ストレスと腰痛の関係が言われているが、記述にはないが 필요한か。	「はじめに」に腰痛の発症要因として心理・社会的要因が関連していることを記述した。
4	1 はじめに		(6)として「ある一定時間の同一作業姿勢の保持」を追加してはどうか。	意見を踏まえ、2作業管理(2)二に「同一姿勢を長時間取らないようにすること」を追加。
5	作業管理 2(2)	作業姿勢	イに「立位作業、椅坐位作業に関わらず腕の曲げ角度が90度から最大100度の範囲に収まっていること[エルボールール、またはアームの法則]」を追加してはどうか。	意見を踏まえ(2)ハに追加。
6	作業管理 2(3)	作業標準	イ(イ)を「一連続作業時間または一単位当たりの作業時間、作業量、作業方法、使用機器等を示すこと。」としてはどうか。	意見を踏まえ(2)二及び(6)イを修正。
7		作業標準	イ(ロ)を「姿勢変換、小休止・休憩が取れるようにすること」としてはどうか。	意見を踏まえ、(2)二、(3)イを修正。
8	作業管理 2(5)	その他	ロに「ヒールの付いた靴を履く場合にはヒールの高さを3cmまでとする。」を追加してはどうか。	指針に「ハイヒールを使用しないこと」、解説に「高いヒールの靴は履かないようにする」と記述。
9		その他	ハとして「作業服 中重量物の取り扱いが生じる作業においては、容易に中重量物の取り扱いが出来る作業服を着用すること。」を追加してはどうか。	意見を踏まえ(4)ロに追加。

10	健康管理 4(1)	腰痛健診	腰痛健康診断について、現指針の健康診断項目を実施することは、整形外科医でない産業医にとって困難。実際に腰痛多発職場において有効な腰痛健康診断が実施されているか疑問。 現指針で示されている腰痛健康診断は、特異的腰痛を発見して、腰痛リスクの高い人を危険な作業につかせないようにするという視点が大きい。作業関連性の視点、職場のリスクを発見し、リスクを下げて腰痛を予防する視点が不足している。	解説に腰椎のX線検査及び運動機能テストについて記述。
11	健康管理 4(2)	腰痛予防体操	現指針に示されている腰痛予防体操は、腰部への負荷が大きく、腰痛があるものにとっては逆に悪化の危険性がある。新指針に載せる体操は、ストレッチ主体のものに変更してはどうか。	意見のとおり修正。
12		作業前体操	イ(ロ)に「立位作業者は屈曲筋を中心とするストレッチ、反して、椅坐位作業者は伸展筋を中心とするストレッチを作業間体操として取り入れることが好ましい。」を追加してはどうか。	意見を踏まえ修正。
13	衛生教育5(1)	労働衛生教育	⑤として「腰痛防止のための作業改善チェックリストの作成と実施」を追加してはどうか。	(必要性を検討)
14	総論		腰痛予防対策や予防教育に取り組み組織などの運営のことなど必要ではないか。	(必要性を検討)
15	総論		3管理1教育と言われている作業管理、作業環境管理等を進める一つの方法として、リスクアセスメント、マネジメントのやり方をこの指針の中に追加してはどうか。	意見のとおり追加。
16	I 2	取扱重量	宅配便でも最重量は30キロなので、55キロは見直しをしてもいいのではないか。	意見を踏まえ修正。
17	I 3	荷姿の改善	(5)として「荷姿を出来る限り小さくする。」を追加してはどうか。	意見のとおり追加。
18	I 4	作業姿勢	(7)として「二人作業の場合、可能な限り同様の身長作業を組み合わせる」を追加してはどうか。	意見のとおり追加。
19	I		戸口に近い所や目線の高さに取扱いが頻繁なものを、腰を曲げたり伸ばしたりする上や下の高さに余り出ないものを置くなど荷物の構内レイアウトについて記述してはどうか。	(検討中)
20	II	タイトル	介護作業は、重症心身障害児施設より数の多い特別養護老人ホームを例示したほうがよい。	意見を踏まえ修正。
21			指針の対象となる職場については、看護を行う事業者も対象にした方がよい。	
22			腰痛予防対策指針が平成6年9月に作成されたものであることから、平成12年介護保険実施に対応できるようにする。又障害者、障害児も障害者自立支援法に対応できるようにする必要がある。	

23	II	介護作業	特別養護老人ホーム等の介護施設では、介護者の腰痛予防対策とともに、利用者の安心・安全な介護を行う観点から、リフト等福祉用具の導入・活用を原則とし、人の手による介護より福祉用具を使った介護を優先することにより、極力、人力で持ち上げないようにすべきである。	意見を踏まえ修正。
24			自動化、省力化に対応したものにできないか。 リフトや機器を活用して人の力の頼らない、省力化は必要ではないか。	意見を踏まえ修正。
25			福祉分野では人材確保の重要な位置づけであることを書くといい。 19年の福祉人材確保指針(厚生労働省)の見直しに、人材確保のために取り組むべき措置として、「従事者が心身ともに充実して仕事ができるよう、より充実した健康診断を実施することはもとより、腰痛対策などの健康管理対策の推進を図ること。(経営者、関係団体、国、地方公共団体)」がある。 人材確保の面からも重要となっているので、各事業所が組織的に取り組むべき方向を示すものが必要。	(検討中)
26	II 1	作業姿勢、動作	「前記による」でなく内容を重複しても記述したほうがいいのか、移乗介助する場合とか、持ち上げない介護など、移乗機器の活用など。 介助は食事介助の方法だけでよいか 排泄、移動、移乗など腰痛を引き起こす場面は必要ではないか。	意見のとおり修正。
27			重量物の取り扱いに対応した内容は書けないか。	意見のとおり修正。
28			特別養護老人ホーム等の介護施設での人力による持ち上げは、ISO基準と同じ25kg以下とすべきである。	(必要性を検討)
29			介助者2人による移乗介助は、前かがみになる動作自体が腰痛の原因となることから推奨できない。	(必要性を検討)
30	II 3	適正配置	複数介助や継続的に立ち仕事をしたら休憩など取れるなどの方向から適性配置のことを書いてはどうか。職員1人に対する介護の業務量を勘案した適性配置。	意見を踏まえ(6)に追加。
31			特別養護老人ホームにおける介助者の配置基準は、3:1であるが、リフト等を活用したゆとりのある介護を行うためには、1.5:1~2:1程度に見直すことを検討する必要がある。	今回検討の範囲外である。
32	II 4	施設・設備の構造	移送にストレッチャーは疑問。見直しが必要では。	ストレッチャーの使用はやむを得ないと考える。(P)
33			滑りにくい踏み台は必要か。 ローラーコンベヤー付洗身台は、いろんな型が使用されているが機械浴、リフトとかの表現でいいのでは。	意見を踏まえ修正。
34			高さ、上下や移動できるもの、早さ、大きさなど腰痛を予防できるものに変更したほうがいいのでは。踏み台は如何か。	意見を踏まえ修正。

35			介護施設でのリフト等福祉用具の利用については、利用者の身体状況に合わせて選定・適合し、介護者の身長に合わせて高さ調節を行ったうえで利用するべきである。	意見のとおり(3)d)に追加。
36	Ⅱ 4(5)	休憩	Ⅲ腰部に過度に負担のかかり立ち作業にある内容の小休止・休息などは介護作業にも入れたほうがいい。	意見のとおり(5)を修正。
37			(5)に「さらには作業時の主な姿勢」を追加してはどうか。	意見のとおり(5)を修正。
38	Ⅱ 5	その他	腹圧を上げるための腰部保護ベルトは、「重量挙げ」時に使用するもので、常時使用は筋力を弱くする可能性があり推奨できない。	意見を踏まえ、2作業管理に「一律に使用するのではなく」と留保をつけて記述した。
39	Ⅳ 1	腰掛け作業	(1)椅子の改善に「背もたれの寸法と角度及び肘掛けの高さ」と修正してはどうか。	(次回検討)
40			(4)作業域に「肘を起点として円弧を描いた範囲内に作業対象物を配置すること。」を追加してはどうか。	(次回検討)
41	V		車のシート、操作位置などが腰痛予防という観点から人間工学的な発想がないので、取り入れられたらよい。	(次回検討)
42	今後の改訂		現在、経済産業省、厚生労働省ではロボット技術を活用した介護機器の開発・導入の加速化を促進し、移乗介助を行う際の介助者のパワーアシストを行う機器等の開発、実証試験を経て、27年度から順次市場化を図る計画である。新しい介護機器の開発に応じた機器の導入・活用がなされるように指針も随時見直していくべきである。	(次回検討)
43	指針の普及について		指針の活用目的を明確にでき、事業所が安全衛生上義務的に取り組む指針というものにしてほしい。腰痛防止指針の存在すら知らない事業所も多い。 例えば、感染予防や事故防止については、各事業所にやるべきものとして以下のものが義務付けられ、東京都の指導で実施してない場合は指導されるような仕組みになっている。 ①責任者の明確化、②会議や検討会の年2回の義務付け、③職場での指針やマニュアルの作成、④研修の実施 現実、腰痛予防対策指針が事業所で活用され、身のあるものにするためには、上記のような位置づけが必要。例えば ①腰痛予防の取り組みの責任者を明確にする、②腰痛予防の取り組みを実施する、③取り組む会議を実施する、④指針、マニュアルなどの作成、⑤予防教育(研修など)、⑥福祉機器の導入 など事業所が取り組めるものになりたいと思う。そのための知識を提供するという役割もあると思う。	(次回検討)
44			特別養護老人ホーム等の介護施設にリフト等の福祉用具を導入するためには、施設長等管理者の理解と協力が重要である。また、介護現場でリフト操作の知識及び技術を有する従事者の養成が必要である。したがって、事業所毎に、管理者に対する研修と従事者に対する研修を同時に実施していく必要がある。	(次回検討)